

小郡市競争入札参加資格審査申請要領（電子申請）【随時】

（市内業者・建設工事関係）

小郡市が発注する建設工事に係る競争入札に参加を希望する方は、次の要領により競争入札参加審査申請システムより申請してください。なお、7月～9月の期間は随時受付をおこないませんのでご注意ください。

記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご注意ください。

また、この申請の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請をおこなってください。

記

- 1 対象者 市内に主たる営業所を有する者
- 2 入札参加資格有効期間 資格有効日～令和9年9月30日（申請日の翌々月より有効）
- 3 次回定期受付予定 令和9年6月予定
- 4 提出方法 競争入札参加審査申請システムより申請

【ホームページURL】

<https://www.e-cydeen-saas.sus.fwd.ne.jp/uketsukea/#/uketsuke/accepterTopMenu?id=0640068006000640>

※電子申請に変更しています。紙による申請は受理いたしません。

- 5 問い合わせ先 〒838-0198 小郡市小郡255番地1
小郡市役所 経営政策部 財政課 契約・管財グループ
TEL 0942-73-9108
小郡市HP <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

電子入札利用者登録のお願い

令和9年度までに建設工事の案件すべてを電子入札でおこなう予定です。電子入札ではICカード、ICカードリーダーの購入が必要となります。以下のURLより電子入札の利用者登録をお願いします。（すでにICカード、ICカードリーダーをお持ちの場合は市ホームページより利用者登録のみお願いします。）

【ホームページURL】

<https://www.city.ogori.fukuoka.jp/1139/279/5-2-1>

I. 申請者の資格

以下に掲げる業種を事業として営む法人又は個人。また、申請日時点有効の建設業許可及び経営事項審査を受けている者。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の2第1項の規定による審査を受けていない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 国税（法人税又は所得税・消費税及び地方消費税）、県税（事業税）、市町村税を完納していない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内において市長が定める期間を経過しない者
- (5) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の許可又は認可等を必要とする場合において、当該許可又は認可を受けていない者
- (6) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

業種一覧

土木一式	プレストレストコンクリート	建築一式	大工	左官
とび・土工・コンクリート	法面処理	石	屋根	電気
管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鋼橋上部	鉄筋
舗装	浚渫	板金	ガラス	塗装
防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信
造園	さく井	建具	水道施設	消防施設
清掃施設	解体			

<参 考>

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦ 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

Ⅱ. 提出書類

以下に掲げる書類（書類番号１～１３）を、競争入札参加審査申請システムの添付ファイルアップロードより貼付すること。

１２以外はすべてPDFファイルに変換してアップロードすること。

アップロードは、１保管場所に１ファイル（５メガバイト）までとなっています。

提出書類一覧

書類 番号	提出書類	指定用紙	備 考
１	競争入札参加資格審査申請書	建－１ 市内	指定様式を使用のこと ※要押印
２	建設業許可証明書・ＩＳＯ認証・ エコアクション２１登録証等		申請日時点有効なもの 許可通知書でも可
３	営業所一覧表	建－２の１	自社様式可
４	事務所等写真	建－２の２	自社様式可 市内業者のみ ※要カラー
５	使用印鑑届	建－３	指定様式を使用のこと ※要押印
６	技術者経歴書	建－４	市内申請者のみ提出 自社様式可。ただし様式の項目を満 たしていること
７	印鑑証明書		提出日を基準に３ヵ月以内に発行さ れたもの
８	納税証明書		提出日を基準に３ヵ月以内に発行さ れたもの
９	登記簿謄本・身分証明書		法人業者は登記簿謄本を提出 個人業者は身分証明書を提出 提出日を基準に３ヵ月以内に発行さ れたもの
１０	経営規模等評価結果通知書・総合評定 値通知書		申請日時点有効なもの
１１	誓約書（入札参加資格審査用）	建－５	指定様式を使用のこと ※要押印
１２	役員等調書及び照会承諾書 （入札参加資格審査用）	建－６	指定様式を使用のこと ※EXCELファイルとPDFファイル(実 印あり)を両方添付すること。
１３	業者登録カード（建設工事）	建－７表 建－７裏	指定様式を使用のこと

Ⅲ. 提出書類の記入要領

- 1 競争入札参加資格審査申請書（建－１市内）
 - （１） 申請書の申請者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。
 - （２） 支店等へ年間委任を行う場合は、委任先に関する事項を必ず記入すること。
 - （３） 会社名及び代表者名には必ずふりがなを付けること。
 - （４） 当市が当該申請書に関する問い合わせを行う場合の連絡先を記入すること。
- 2 建設業許可証明書・ＩＳＯ認証・エコアクション２１登録証等
 - （１） 申請日時点有効な許可についての証明書の写しを提出すること。
 - （２） 建設業法第３条第１項の規定による許可証明書の写しであること。なお、許可通知書の写しでも可とする。
 - （３） 許可更新中のものは、更新手続き済みであることが確認できる書類（更新申請書で受付印のあるもの等）を提出すること。
 - （４） ＩＳＯ９００１・ＩＳＯ１４００１・エコアクション２１を取得している場合はそれぞれの登録証等のコピーを提出する事。
- 3 営業所一覧表（建－２の１）
 - （１） 自社様式可。ただし、営業所名、所在地、ＴＥＬ、ＦＡＸは必ず記載すること。
- 4 事務所等写真（建－２の２）
 - （１） 自社様式可。事務所外観（全景で社名の確認が出来る看板等が確認できるもの）及び事務所内部（専用の営業スペースを有し、机、電話、ＦＡＸ、什器等が備わっていることが確認できるもの）
- 5 使用印鑑届（建－３）
 - （１） 入札・契約等の際に使用する印鑑を押印すること。
 - （２） 代理人を置いた場合（支店長等に委任する場合）は、委任状の受任者印と同一であること。
 - （３） 届出者は代表者とし、実印を押印すること。
- 6 技術者経歴書（建－４）
 - （１） 申請日時点における自社で雇用している技術者について記入すること。
 - （２） 様式の項目をすべて満たしていれば、自社様式可。
 - （３） 支店等に委任している場合は、支店等の技術者が把握できるようにしておくこと。
 - （４） 異なる業種の資格を併せ持つ技術者は、業種ごとに別々に記載すること。
 - （５） 監理技術者等の資格を持つ者は、資格区分とは別に監理技術者区分の該当するものに○で囲むこと。
 - （６） 全ての技術者の資格者証の写しと、雇用の確認ができる「健康保険被保険者証」の写し若しくは「特別徴収税額通知書」の写し自社発行の「雇用証明書（実印等の証明印あり）」を添付すること。
- 7 印鑑証明書
 - （１） 本社（本店）代表者印の印鑑証明書の写しを提出すること。

8 納税証明書（未納、滞納のないことの証明書）

- (1) 国税は、法人税（個人経営は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書。税務署の指定様式「納税証明書その3の3（個人経営は、その3の2）」を使用すること。
- (2) 都道府県税、市町村税は、未納（滞納）税額のないことの証明書。
- (3) 当該都道府県税事務所及び市町村が「未納（滞納）税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の過去2ヶ年度分の納税証明書でも可。
- (4) 委任がある場合の都道府県・市町村税は受任地のものを提出すること。
- (5) 国税、県税及び市税を完納していない場合、申請を受理できません。
- (6) 市税を納付される場合は、納付手続きに10日間程度かかります。納税証明書を発行したい時に、手続きが完了していない場合がありますので、納税の領収書を持参ください。

納税証明書

税 種		証明書 発行所	市内申請者		
			法人	個人	備 考
国 税	法人税	所轄税務署	○		未納税額の ない証明
	所得税			○	
	消費税及び地方消費税		○	○	
県 税	法人事業税	都道府県税 事務所	○		未納税額の ない証明
	個人事業税			○	
市 町 村 税	法人市民税	市町村役場	○		未納税額の ない証明 (滞納のない 証明)
	市県民税		○	○	
	固定資産税		○	○	
	軽自動車税		○	○	
	国民健康保険税			○	

☆ 国税納税証明書は国税庁オンライン請求を利用できます。交付請求はこちら
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

9 登記簿謄本・身分証明書

- (1) 法人は登記簿謄本（登記内容の全部証明書）の写し、個人は本籍のある市町村発行の身分証明書の写しを添付すること。

1 0 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

- (1) 申請日時点有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出すること。

1 1 誓約書（建－５）

- (1) 誓約者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。

1 2 役員等調書及び照会承諾書（入札参加資格審査用）（建－６）

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書に登載されている役員（代表者及び監査役を含む。）の方全員について、記載すること。
- (2) EXCELファイルとPDFファイル両方を添付すること。承諾者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。（実印はPDFファイルのみとする。）

1 3 業者登録カード（建設工事）（建－７）

- (1) 登録業種は、５業種まで登録できる。
- (2) 年間平均実績高は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から転記すること。
- (3) 登録業種欄の業種名は、個別情報登録で申請した内容と一致すること。
- (4) 登録業種には、平均完成工事高、許可区分・番号・年月日、技術者数を経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から転記すること。
- (5) 常勤職員数については、申請日時点の常勤職員の実数を記入すること。（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の人数とは異なることもあります）
- (6) ISO9001、ISO14001・エコアクション21の認証を受けているものに丸で囲むこと。
- (7) 裏面の直前２年間（令和６年４月～令和８年５月契約）の主な完成工事实績には、特にアピールしたい工事实績を選択して記入すること。指名競争入札の際は、この工事实績を指名業者選定の資料として利用します。

IV. 注意事項

- 1 書類に不備がある場合は、受付不可。再提出の場合は別途指定する期限までに提出すること。
- 2 日付のある様式にはすべて日付を記入すること。
- 3 納税証明書・登記簿謄本・身分証明書・印鑑証明書は、提出日を基準に３ヶ月以内に発行されたものであること。
- 4 本市発注工事における配置技術者は、所属建設業者から直接雇用されている必要があります。また、専任を要する技術者については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に、所属建設業者と３ヶ月以上の雇用関係にある必要があります。
- 5 申請事項に変更が生じた場合には、競争入札参加審査申請システムより申請すること。
- 6 本市発注工事における配置技術者を、必ず技術者経歴書に登録しておくこと。雇用している技術者及び技術者の資格に変更が生じた場合には、随時、競争入札参加審査申請システムより申請すること。